

# 知っていますか？ 民生委員・児童委員

## 5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員は地域の皆さんが安心して生活できるよう、ボランティアで相談・支援活動などを行っています。また、児童福祉法によって児童委員を兼ねており、児童問題を専門に担当する主任児童委員と呼ばれる人もいます。

民生委員・児童委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で誕生した済世顧問（さいせいこもん）制度が源といわれ、当市では昭和21年から活動しており、約70年の長い歴史があります。

ここでは、民生委員・児童委員の役割や活動などについて紹介します。

データ  
◎当市の相談・支援件数…約9,800件  
◎活動日数…延べ4万2,700日  
(平成27年度実績)

を行うとともに、研修会を開催し、委員としての知識の習得に努めています。

### 相談内容の秘密は守られるの？

民生委員・児童委員は、民生委員法によって常に「個人の人格を尊重」するとともに、「秘密を守る」ことが義務付けられており、相談内容や個人のプライバシーの保護に配慮しながら活動しています。

### 担当区域はあるの？

当市の場合、世帯を受け持つ民生委員・児童委員の担当区域は、町会を基本単位としています（規模の大きい町会には複数の委員が配置されている所があります）。また、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに1～2人配置されています。担当の民生委員・児童委員を知りたい時などは、お問い合わせください。

■問い合わせ先 福祉政策課総務係（☎40・7037）

### どうやって選ばれるの？

市では、地域の住民や実情に詳しい町会（主任児童委員の場合は地区社会福祉協議会）に候補者の推薦をお願いしています。市民生委員推薦会において候補者の審査を行った後、県知事へ推薦します。その後、県の審査を経て厚生労働大臣が委嘱します（任期は3年）。

現在、全国には約23万人の民生委員・児童委員がおり、市内では381人（平成28年4月1日現在）の委員が活動しています。

### どんな活動をしているの？

住民の立場に立ってさまざまな相談を受け、内容に応じて市役所の窓口や関係機関を紹介したり、情報提供を行ったりしています。また、日ごろから一人暮らしの高齢者などの見守りのほか、市や社会福祉協議会などが行う調査や事業に協力しています。

なお、民生委員・児童委員は市内26地区民生委員児童委員協議会に所属し、毎月の会議において情報伝達や地域内の福祉課題について協議

## 児童福祉週間 5月5日～11日

その笑顔 未来を照らす 道しるべ（平成28年度児童福祉週間標語）

子どもの健やかな成長や家庭について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日のこどもの日から1週間を厚生労働省が主唱し、「児童福祉週間」と定めています。

次代を担う子どもたちが健やかに育つことはみんなの願いであり、そのような環境をつくることは大人の役割です。

### 【家庭で親子のふれあいを】

子どもの不安や悩み、夢、将来の希望などについて話し合う機会を設けましょう。親子で一緒に料理や食事をするなど、ふれあう時間を作りましょう。

### 【児童虐待は早期に通報を】

児童虐待は、未然に防止することが大切です。児童虐待が疑われる場

合などは通報をお願いします。

### ▽通報先

- 子育て支援課子育て支援係（☎40・7038）
- 弘前児童相談所（下白銀町、☎36・7474）
- 弘前警察署（八幡町3丁目、☎32・0111）
- 各地区の主任児童委員

■問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係（☎40・7038）

希望する人は  
申請を

## ごみ集積ボックス設置事業費補助金

カラスなどのごみ集積所での食い荒らし対策として、ごみ集積ボックスを新たに設置する町内会などを対象に、設置費用の一部を補助します。

▽対象者 ごみ集積所を設置・管理する町内会、集合住宅所有者など

▽対象経費 ごみ集積ボックスの購入費または、自らがごみ集積ボックスを作製する場合の材料費

▽補助金額 1基につき対象経費の2分の1または

10万円のいずれか少ない額

▽申請期間 平成29年1月31日まで

▽その他 申請前にすでに購入・作製しているものは対象外です／1補助対象者におけるごみ集積ボックスの基数に上限はありません／補助金の交付額が予算枠を超えた場合、申請期間内でも申請を締め切ります。

■問い合わせ・申請先 環境管理課環境事業係（☎32・1952）

市民の皆さんから  
公募します

## 弘前市学校給食審議会の委員を募集

▽応募資格 次の①～④のすべてに該当する人

①市内に居住する20歳以上の人で、市のほかの附属機関の委員に選任されていない人

②国・地方公共団体の議員・職員（退職者を含む）でない人

③任期中2回程度、平日の日中に開催される会議に出席できる人

④過去に弘前市学校給食審議会または弘前市学校給食懇談会の公募委員に選任されたことのない人

▽募集人員 3人程度

▽募集期間 5月1日～16日（当日消印有効）

▽謝礼など 会議1回の出席につき、謝礼1万円と交通費を支給

▽委員の任期 委嘱の日から平成29年3月31日まで

▽応募方法 「弘前市学校給食審議会委員応募申込書」に必要事項を記入の上、郵送、ファクス、Eメールまたは持参で学務健康課へ。なお、詳しい資料「弘前市学校給食審議会公募委員案内書」および「応募申込書」は、学務健康課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

※提出された応募申込書は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

▽選考方法 応募者が多数の場合は、書類選考後、公開抽選で決定し、結果は応募者全員に通知します。

■問い合わせ・提出先 学務健康課（〒036・1393、賀田1丁目1の1、岩木庁舎3階、☎82・1835、ファクス82・2313、Eメールgakumukenko@city.hirosaki.lg.jp）

期限までに  
納付してください

## 固定資産税・都市計画税 忘れずに納付を

平成28年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を5月1日付で発送しますので、各納期限までに忘れずに納付してください。

### 【固定資産税】

毎年1月1日に、市内に所在する土地・家屋・償却資産に対し、その所有者に課税されます。

▽税額 課税標準額×税率（1.6%）＝税額

▽免税点 同一人が市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額が、免税点（土地＝30万円、家屋＝20万円、償却資産＝150万円）に満たない場合は課税されません。

### 【都市計画税】

都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるために設けられた目的税で、毎年1月1日に市内の市街化区域内に所在する土地・家屋に対し、その所有者に課税されます。

▽税額 課税標準額×税率（0.2%）＝税額

▽免税点 固定資産税の課税標準額が免税点未満で課税されなかった土地・家屋には、都市計画税も課税されません。

■問い合わせ先 資産税課（資産税係…☎40・7027／土地係…☎40・7028／家屋係…☎40・7029）